

解雇・雇い止め、賃金・残業代未払い

# 労働相談ホットライン

サービス残業、クビなどの  
労働相談はおまかせ

— 建交労は —  
正社員・アルバイト・パート・派遣・  
請負など雇用の形態は問いません



## 働く人の「労働条件チェック・リスト」

賃金や労働条件、働き方に不満や悩みはないですか？

次のチェック・リストに、思い当たるところはありませんか？✓があれば、下記へ連絡を！

- 賃金や労働条件が、最初の約束と違う。
- 就業規則を自由に見られない。
- 仕事中にケガをしたが労災扱いされない。
- 雇用保険や社会保険に入っていない。
- 職場にいじめ、嫌がらせがある。
- 賃金や処遇の格差に、納得がいかない。
- 社長が、ルールを勝手に変える。
- クビだ！と言われた（事がある）。
- 賃金に不満。もっと上げてほしい。
- 残業しても割増し賃金が支払われない。
- 会社倒産の不安がある。
- 職業生活の将来が、見えない。
- 正社員になりたいのに、なれない。
- 有給休暇がない。ちゃんと取れない。
- 仕事でメンタル疾患になった（人がいる）。
- 社長や部長に、一度ガツンと言いたい。

あなたの悩み、一人じゃ解決は難しいかも…。  
ぜひ、建交労にご相談ください。

労働組合への加入は憲法で保障されています  
憲法 28 条は、勤労者の団結権、団体交渉権、団体行動権を保障しています。労働者が労働組合に加入し、雇用や賃金・働く条件を改善することを権利として認めています。

建交労大阪府本部では、働く仲間の解雇や賃金、労働条件などの悩みや不満・不安などについての相談活動をおこなっています。また、労働組合に加入していない人たちに対し、「労働組合に加入して雇用と生活を守ろう」と呼びかけています。ぜひ、お気軽にご相談ください。

CTG **建交労**

〒532-0011 大阪市淀川区西中島 7-12-9 建交労会館 4階

<http://www.ctg-osaka.jp>

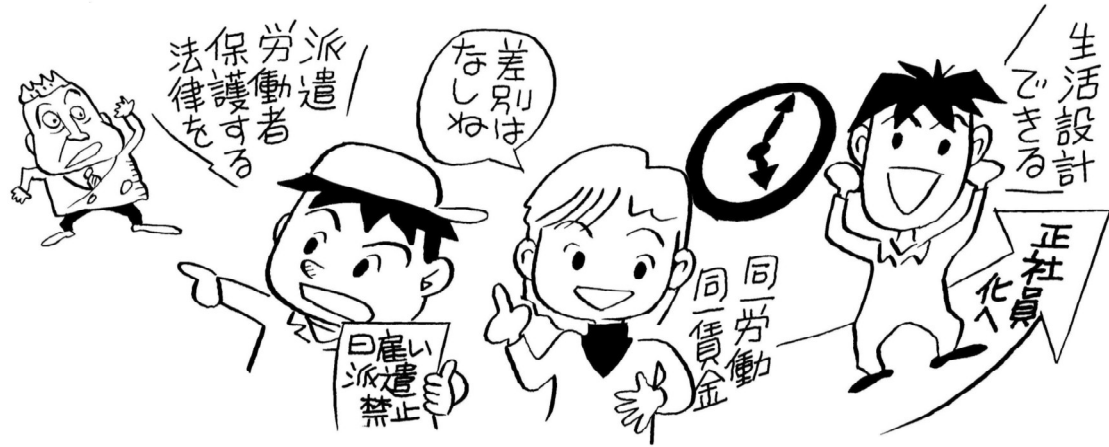


労働相談 ☎ 06 - 6889 - 7115

秘密厳守  
相談無料

全日本建設交運一般労働組合大阪府本部

# あきらめず、泣き寝入りせず、 労働組合に相談し、自分の権利を守ろう！



## 派遣・契約・パート...で働くあなたへ

労働基準法や最低賃金法、労働安全衛生法など多くの法律があなたの権利を保障しています。

派遣社員も正社員と

同じ権利がある

派遣・パートも労働者としての権利が保障されています。賃金・労働条件・社会保険・安全衛生などは、派遣元に責任があり、派遣元はこれを守り、そして派遣労働者を守る義務があります。

たまには休みみたい！

年次有給休暇（有休）は理由に関わりなく自由にとる事が出来ます。派遣やパート・アルバイトなどの非正規社員でも一定の条件を満たせば取得する事が出来ます。

突然クビだったって？

あなたはクビにされても仕方ないと思っていませんか？そんなことは決してありません。どんな場合でも使用者が解雇するためには社会通念上合理的で客観的な理由と手続きが必要です。

労働組合って？

労働組合は働く者の権利を守るために、会社と対等の立場で団体交渉をする事が出来ます。労働組合の結成・加入は憲法や労働組合法で保障されています。一人で心細くても、みんなで力を合わせれば働きたいのある職場をつくる事が出来ます。

まずは建交労にご相談ください

どんな悩みもあきらめないで相談ください

ホームページからでも相談受付中

<http://www.ctg-osaka.jp>

建交労大阪府本部

検索

**CTG 建交労**

〒532-0011 大阪市淀川区西中島7-12-9 建交労会館4階 Fax06-6889-7116

E-mail [info@ctg-osaka.jp](mailto:info@ctg-osaka.jp)

労働相談 ☎ 06 - 6889 - 7115

秘密厳守  
相談無料

全日本建設交運一般労働組合大阪府本部